⑹　リース取引の処理方法

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

リース料総額が3,000,000円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑺　消費税等の会計処理

税込み方式によっています。

2．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

3．重要な後発事象

該当事項はありません。

4．固有の表示科目の内容

⑴　金銭等の信託

流動資産及び固定資産における金銭等の信託は、売買目的有価証券、満期保有目的債券及びその他有価証券に分類し、経理処理しています。

⑵　運用寄託金

厚生年金保険法第79条の３第１項及び国民年金法第76条第１項の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金を計上しています。

5．貸借対照表関係

固定資産の減損に関する事項

該当事項はありません。

6．キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定　4,612,860円

資金期末残高　　4,612,860円

7．行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額　△4,473,750円は、国からの出向職員に係るものです。

8．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当法人は、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の管理及び運用を行っています。

この年金積立金の運用は、厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うこととしています。

②　金融商品の内容及びそのリスクと管理体制

当法人が保有する金融商品の内容及びリスクに対する管理体制は、関係法令、業務方法書及び管理運用方針等に基づいています。

当法人が運用目的で保有する資産は、長期的な観点から資産構成割合を定めることにより、国内外の債券、株式等で構成しています。これらの運用資産は、貸借対照表においては「金銭等の信託」として表示しており、売買目的有価証券、満期保有目的債券及びその他有価証券に分類しています。

また、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、関係法令等に基づき適切なリスク管理を実施し、年金積立金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視するために設置された運用委員会に報告しています。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を用いることとしています。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成26年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	4,612,860	4,612,860	—
⑵　金銭等の信託			
売買目的有価証券	118,453,708,083,063	118,453,708,083,063	—
満期保有目的債券	8,123,180,383,129	8,399,337,717,900	276,157,334,771
資　産　計	126,576,893,079,052	126,853,050,413,823	276,157,334,771

「運用寄託金」及び「その他有価証券」は、時価開示の対象とはしていません。（（注２）参照）

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

⑴　現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

⑵　金銭等の信託

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は市場価格（主として取引価格）によっています。なお、満期保有目的債券で時価のあるものに関する注記事項については、以下のとおりとなっています。

満期保有目的債券で時価のあるもの（平成26年３月31日）

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	8,123,180,383,129	8,399,337,717,900	276,157,334,771
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—
合　計	8,123,180,383,129	8,399,337,717,900	276,157,334,771

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

資産

（単位：円）

	貸借対照表計上額
金銭等の信託 その他有価証券	208,457,366

現行の日本会計基準によれば、上記の「その他有価証券」は、非上場株式を含むものであり時価を把握することが極めて困難な有価証券であることから、時価開示の対象とはしていません。